

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

↳ 養子と特別養子

Q : 養子には2種類あると聞きました。どのような養子があるのですか？

A : 普通養子と特別養子とがあります。

【解説】

養子には、普通養子と特別養子とがあります。

①普通養子

普通養子(以後養子といいます)の養子縁組は、縁組届を市町村役場に提出し、受理されれば成立します。養子は、このときから養親の嫡出子としての身分を取得すると同時に、養親及びその血族との間にも、養子縁組の日から血族間と同じ親族関係が生ずることになります。

つまり、普通養子の養子縁組がなされた場合には、養親子関係と実親子関係の両方が併存することになるわけで、養子となった者は、両方について相続権を有することとなります。

また、孫を養子にする場合、養子となった孫は、孫の身分と同時に実子としての身分も有することとなります。

②特別養子

特別養子とは、法律上の実親との関係を消滅させ、養親との間においてのみ、実の親子と同様の関係を形成する養子のことをいいます。

養子縁組をしても実親との関係が残る普通養子とは、この点において大きく異なります。

